

1 高等教育修学支援新制度(2020年4月からスタート!)



対象

住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生
(4人世帯の目安年収 ~380万円)

内容

授業料・入学金の
免除/減額 + 給付型奨学金の
支給

まだ申込みしていない人も
4月以降に申込みできます!

2 貸与型奨学金 (無利子・有利子)

対象

【無利子奨学金】
目安年収※ ~約800万円

【有利子奨学金】
目安年収※ ~約1,100万円

※上記の目安年収は、4人世帯・私立大学生・
自宅通学の場合

1・2共通

申請
期間

2020年4月～
(学校ごとに異なります)

申請
方法

- ① 申込案内などを学校から受け取る。
- ② 申込案内を確認しながら必要な書類を揃える。
- ③ 学校に必要な書類を提出して、奨学金はインターネットで申し込む。

○ 世帯(父母等)の収入が大きく減った人 ▶▶▶ 「家計の急変」として申し込みできます!

- 急変後の所得(見込)で、所得基準を判定します。
- 2019年度に申込みして対象外となった人も、支援対象になる可能性があります。

○ その他、例えば下記に該当する人 ▶▶▶ 奨学金の在学採用に申し込みできます! (世帯収入等の基準を満たす人が支援の対象です)

- ✓ 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、自分のアルバイトなどの収入が減ったため、新たに支援を受けたい人
- ✓ 今まで奨学金や授業料等の減免を受けていなかった人
- ✓ 2019年度に申込みなかった人

○ 既に貸与奨学金を利用中の人 ▶▶▶ 更に支援が必要であれば、利用額を増額する ことができます! (貸与上限額あり)

くわしい情報はこちら

新制度の概要
文部科学省
特設HP



貸与型奨学金の
制度概要
日本学生支援機構HP



進学資金
シミュレーター
日本学生支援機構HP



「給付奨学金シミュレーション」
「貸与奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかななどを
大まかに調べられます。)

支援内容や手続きなどの相談窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話:0570-666-301(月~金, 9:00~20:00)
*土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。
- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
申込手続きのスケジュールや個別の提出書類は、
在学中の学校の学生課や奨学金窓口にご相談してみましよう。

家計が急変した学生等への支援について

(高等教育の修学支援新制度
～授業料等減免・給付型奨学金～)

趣旨

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免＋給付型奨学金）は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援。住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

家計を急変させる予期できない事由 (急変事由)

生計維持者（学生の父母等）の死亡・事故・病気（による就労困難）、失職（※）、災害等やむを得ない事由

（※）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。



→ この「やむを得ない事由」の中に、
今般の新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変についても対象にするよう運用を拡充

原則		家計急変の場合の特例
申込	年2回（4月始期分、10月始期分）	随時（急変事由の発生後3カ月以内に申し込み）
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか）※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当分の間、 申請日の属する月から支給開始できるよう運用拡充
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村民税所得割 課税標準額×6% - (調整控除の額 + 税額調整額)	左記に準ずる額（年間所得の 見込額 を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認 ※ 新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変した後の1ヶ月程度の所得で判定
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年1回）	3カ月毎に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は通常の扱いに戻す）

支援額（例）

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国公立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円

※左記は住民税非課税世帯の場合。準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。

※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。

予算 令和2年度予算額 4,882億円

授業料等減免 2,528億円※
給付型奨学金 2,354億円
※公立大学等及び私立専門学校に係る地方負担分（392億円）は含まない。

国・地方の所要額 5,274億円

家計が急変した学生等への支援について（貸与型奨学金）

① 保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒に対応する。（平成11年度創設）

	緊急採用（無利子）奨学金	応急採用（有利子）奨学金
対象学校種	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校、専修学校専門課程の学生・生徒	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校（4・5年生）、専修学校専門課程の学生・生徒
学力基準	学修意欲がある者	学修意欲がある者
家計基準	家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 (基準) 一定年収（700～1,290万円※）以下 ※子ども1人～3人世帯の場合	家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 (基準) 一定年収（870～1,670万円※）以下 ※子ども1人～3人世帯の場合
採用時期	随時	随時
貸与月額	通常の第一種奨学金（無利子）と同額（最大6.4万円）	通常の第二種奨学金（有利子）と同額（最大12万円）

(参考) 第二種奨学金 貸与利率（令和2年3月現在）
・利率見直し方式：0.002% ・利率固定方式：0.070%

② 学費等を賄うためのアルバイト収入が激減し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒に対応する。

➡ 有利子奨学金制度を活用しつつ、利子分を国が補填し、実質無利子とする「**緊急特別無利子貸与型奨学金**」を創設
緊急的に一定期間（R3.3末まで）支援を行う。（令和2年5月末）

<制度のポイント>

- 既存の奨学金の緊急採用のスキームを活用し、**スピード重視の制度設計**
- 経済的危機を乗り越えるために**貸与月額の上限を拡充**
※「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』や既存の無利子奨学金との支援策との連携も可能
- 幅広く、多くの世帯が対象となるよう**目安年収を拡充**

緊急的な特別支援として募集予定

- ★ 申込（推薦）後、**最短で翌月に振込**
- ★ 従来の最大6.4万円から**最大12万円まで増額**
※既存の無利子奨学金と併せて貸与を受ければ、**最大で約18万円を無利子で利用可能**
- ★ 従来の目安年収の約850万円を**約1,200万円まで拡充**（4人世帯・私大・自宅外の場合）